

厚木市告示第 206 号

令和 8 年度厚木市環境センター内ごみ処理手数料徴収・収納事務
の委託について

厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年厚木市条例第 4 号）別表に掲げる「一般家庭から排出される粗大ごみ」を「市が戸別に収集し、運搬し、及び処分するとき」の手数料の収納に関する事務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 16 日

厚木市長 山 口 貴 裕

1 受託者の名称及び所在地

公益社団法人厚木市シルバー人材センター
神奈川県厚木市松枝 2-5-17 生きがいセンター内

2 委託する事務の範囲

厚木市環境センター内のごみ処理手数料の徴収、収納事務

3 指定公金事務取扱者として指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 公金事務を委託した日

令和 8 年 4 月 1 日